

疑問 相談

法人税

従業員共済会(任意団体)をめぐる課税関係

Q

A社は、このたび従業員の福利厚生に資するため、A社グループ全社の従業員を会員とする従業員共済会（以下、「Aグループ共済会」といいます。）を設立することを考えています。

Aグループ共済会の当面の事業としては、慶弔給付金の支給、けがや病気による休職補償金、会員が死亡した場合の遺児年金の支給などを予定しています。ゆくゆくは会員に対する低利の金銭貸付けや、保養所の運営も行う予定です。設立当初の資金は各グループ会社がそれぞれの従業員人数に応じて負担することとします。その後の運営資金は、会員からの会費収入（給与天引きにより集金）とA社および各グループ会社からの負担金を想定しています。なお、グループ内には一般財団法人B財団（非営利型法人）もあります。

従業員共済会は、法人格を持たない任意団体を想定していますが、法人格を持つ場合と比較して税務上の取扱いはどのように異なるのでしょうか。また、A社、B財団その他の各グループ会社の法人税課税に影響を及ぼすことはないでしょうか。

A

Aグループ共済会が法人格を持たない任意団体の場合、①A社および各グループ会社の事業の一部として取り扱われ、その損益はすべてA社および各グループ会社の損益として法人税の課税対象となる場合と、②A社および各グループ会社から独立した団体（人格のない社団等）として取り扱われ、収益事業を行う場合に限り法人税の課税対象となる場合があります。

Aグループ共済会が任意団体ではなく法人格を有する場合（＝一般社団法人の場合）、非営利型法人の要件を備えていれば収益事業を行う場合に限り法人税の

課税対象となり、非営利型法人の要件を備えていなければ、その行う事業のすべてが法人税の課税対象となります。

【解 説】

1 従業員共済会とは

従業員共済会は単に共済会、(職員)互助会などと呼ばれることもありますが、その名のとおり従業員同士の相互扶助を目的とした団体です。母体企業の規模が大きい場合には一般社団法人や共済組合などのように法令に基づき法人格を取得して活動していることが多いと考えられますが、母体企業の規模がそれほど大きくない場合や初めてこれらの団体を設立するような場合には、任意団体である場

合が多いと思われます。

従業員共済会を理解するには、まず任意団体とはどのようなものなのかを理解する必要があります。

2 法人格を持たない従業員共済会（任意団体）の税務上の取扱い

(1) 任意団体とは

任意団体には、単なる個人の集合体に過ぎないものから「権利能力なき社団」といわれるものまで様々なものが存在します。狭義の「権利能力なき社団」とは、構成員から独立した一個の社会的実体として存在すると認められる団体、すなわち法人格こそ与えられていないものの、外部的には法人としての実質を備えているものを指します。

しかし、法人格がない以上、その設立根拠法などはなく、「権利能力なき社団」として取り扱うことになるのか否かは実態をみて判断することになります。「権利能力なき社団」としての具体的な成立要件は次のとおりです（昭39.10.15最高判）。

- ① 共同の目的のために結集した人的結合体であること
- ② 団体としての組織を整えていること
- ③ 多数決の原理が働いていること
- ④ 構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること
- ⑤ その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定しているものであること

(2) 法人税法上の定義

法人税法においては、権利能力なき社団は、社団だけでなく財団も含めて「人格のない社団等」として、「法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるもの」と

定義されています（法法2八）。「人格のない社団等」は、法人税法上は法人とみなされ、法人税法の規定が適用されることとされています（法法3）。

“法人でない社団の範囲”は、その団体が単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意志の下にその構成員の個性を超越して活動を行うものと規定しており（法基通1-1-1）、これは、前述の成立要件①から⑤と同じことを表現していることになり、法人税法上の「人格のない社団等」は権利能力なき社団（または財団）と同義であると考えられます。なお、法人税法の規定ではあえて「代表者又は管理人の定めのあるもの」としてはいますが、定款等を定めていれば代表者または管理人は定められていることになり、定款等を定めていない場合であっても、法人税の対象となる収益事業を行うにはその団体として契約を締結し、物品や金銭の管理をする必要があることなど、業務を主宰する者が事実上あることから、法人税の対象となる「人格のない社団等」に代表者または管理人がいないということは通常ありえないということになります（法基通1-1-3）。

(3) 人格のない社団等の課税関係

人格のない社団等は、収益事業を行う場合に限り法人税が課税されます（法法7）。この収益事業とは税法において定義されている34事業をいいます（法法二十三、法令5①）。従業員共済会で行う慶弔給付金の支給、けがや病気による休職補償金、会員が死亡した場合の遺児年金の支給などはいずれも収益事業には該当しませんが、たとえば、次のようなものは収益事業に該当しますので課税対象となり、法人税の申告が必要となります。

- ① 団体保険契約の保険事務取扱手数料収入 (請負業)
- ② 共済貸付け (※) に該当しない金銭の貸付け (金銭貸付業)
- ③ 保養所の運営 (旅館業)・管理 (請負業) など

(※) 共済貸付けとは、会員から拠出された資金を主たる原資とし、貸付金の利率がすべて年 1.9% (平成 26 年 1 月以降同 12 月現在) 以下であるものをいいます (法基通 15-1-15)。

(4) 従業員共済会の損益の取扱い

従業員共済会は財政的基盤を母体企業に頼っているものが多く、その共済会が母体企業から独立した別個の存在とみられるか否かが問題となります。

① 別個の存在とみられないもの (法基通 14-1-4 の従業員団体)

その従業員共済会の事業経費の相当部分を母体企業が負担し、かつ、次の(ア)から(ウ)のうちいずれか一の事実があるものについては、母体企業の一事業であると判定し、従業員共済会の損益はすべて母体企業の損益として、母体企業の法人税を計算します (法基通 14-1-4)。

- (ア) 母体企業の役員又は使用人で一定の資格を有する者が、その資格において当然にその団体の役員に選出されることになっている
- (イ) その団体の事業計画又は事業の運営に関する重要案件の決定について、母体企業の許諾を要するなど、母体企業がその団体の業務の

運営に参画している

- (ウ) その団体の事業に必要な施設の全部又は大部分を母体企業が提供している

母体企業の一事業として判定された場合には、母体企業から従業員共済会への事業経費の支出は、単なる内部取引となりますので、支出した段階では損金として認められることはありません。従業員共済会が慶弔給付などを行って初めて外部に支出したことになり、母体企業の費用となります。母体企業は普通法人であるため、収益事業課税という概念はなくなり、すべての損益が課税対象となります。

なお、事業経費の相当部分とは、常識的にはおおむね 50% 以上をいうものと考えられます。

② 別個の存在とみられるもの

母体企業から独立した別個の存在とみられるものとは、通常、人格のない社団等とみられるということになります。

人格のない社団等についての課税は上記(3)のとおりです。

③ 母体企業が複数である場合

ご質問では、設立する従業員共済会は A 社、B 財団、その他の各グループ会社の従業員がすべて加入するとのことですので、従業員共済会に対する事業経費の負担割合は、各母体企業で人数割り、給与の額に対する料率などお互いに寄附の認定がされないように合理的に定める必要があります。仮に、その従業員共済会が母体企業と別個の存在とみられないと判定された場合、従業員共済会の損益を

その負担割合に応じて按分し、それぞれの母体企業で自らの損益として取り込むことになると考えられます。

事業経費について従業員負担分がある場合には、母体企業から拠出された部分と従業員負担分とを負担割合等に応じて適正に区分したうえで、母体企業に帰属させる損益を計算することができます(法基通 14-1-5)。

④ 母体企業が公益法人等の場合

B 財団は「非営利型法人」(法法 2 九の二、法令 3) ですので公益法人等に該当します(法法別表第二)。公益法人等については、たとえその従業員共済会が①の判定において別個の存在と認められない場合でも、その従業員共済会の損益を取り込む必要はありません。これは、公益法人等は収益事業課税を受ける法人であり、従業員共済会の行う事業を自らの事業として取り込んだ場合と、従業員共済会を人格のない社団等として取り扱う場合とで、課税の範囲に大きな違いは

ないことによる簡便措置ではないかと考えられます。しかしながら、母体企業のみで申告すればよい場合と従業員共済会も別途申告する必要がある場合とで、事務負担には大きな違いがあるといえます。

3 法人格を有する従業員共済会(一般社団法人)の税務上の取扱い

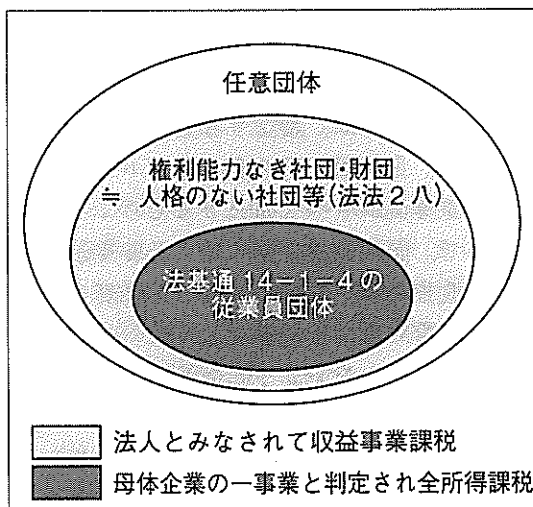
「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「一般法人法」といいます。)が平成 20 年 12 月 1 日に施行され、営利を目的としない法人については事業内容を問わず登記をすることのみで設立可能となりましたので、従業員共済会を一般社団法人として組織することが増えてきました。

一般社団法人は、「非営利型法人」に該当するか否かで法人税法上のステータスが変わり、法人税の課税対象が変わります。

「非営利型法人」とは、一般法人法上の区分ではなく、法人税法 2 条九号の二および法人税法施行令 3 条の要件を満たすものをいい、「非営利性の徹底された法人」と「共益的活動を目的とする法人」の 2 種類があります。一般的に、従業員共済会は特定の企業グループに属する従業員を会員として、会員の相互扶助を目的とすることから、「共益的活動を目的とする法人」の要件(法法 2 九の二ロ、法令 3 ②)を満たすことにより、「非営利型法人」のステータスを得ることができます。「非営利型法人」は、法人税法上は公益法人等となり(法法 2 六、別表第二)、収益事業課税となります(法法 7)。

一方、「非営利型法人」に該当しない場合には、普通法人の範疇に含まれることとなり(法法 2 九)、課税の範囲は一般の株式会社と同様にすべての所得となります。

法人格のない従業員共済会の位置付けと課税範囲



4 任意団体の法人化

任意団体である従業員共済会の規模が大きくなり、法人格を持たせること（一般社団法人化など）を考えることもあるかと思えます。

一般的に法人化には任意団体が認証により法人格を得る場合と、法人を設立して任意団体で行っていた事業を移す場合とがあります。たとえばNPOがNPO法人となる場合などは認証により法人格を得て登記するため団体としての同一性を維持したまま法人に移行す

《税理士法人トーマツ ビジネス タックス サービス

パートナー 千頭和英樹 シニアマネジャー 和久井結実》

ることとなりますが、一般法人法では、そのような仕組みは規定されていません。したがって、一般社団法人を設立した後に、任意団体の中身（会員、事業、財産）を移し、最後に任意団体を解散するという手法をとることになります。一般社団法人は設立の登記により設立し、設立時には設立時社員がいるだけで1円の財産もありませんので、会員の入会手続、事業、財産の受入れの手続などゼロからのスタートとなります。

大蔵財務協会

刊行書籍のご案内

本誌ご購入者は
定価の2割引・送料当会負担



平成27年版 相続税 小規模宅地等の特例

松岡 章夫・山岡 美樹 共著 A5判・568頁・定価2,600円（本体価格2,407円＋税）

実務で頻出の小規模宅地等の特例について、近年多様化する居住様式・所有区分などをパターン別に分け、180問のQ&Aにより、適用可否を分かり易く解説。この一冊で「小規模宅地等の特例」を完全網羅！

お申し込みは 大蔵財務協会 電話 03 (3265) 4141 FAX 03 (3264) 0524